

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、令和 8 年 6 月の診療報酬改定に伴い、電子的診療情報連携体制整備について以下の通り対応いたします。

- ①オンライン資格確認システムにより取得した情報を活用して診療を実施しています。
- ②医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ③算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しています。